

ほうじん北沢

2017年 8・9月号



下北沢夏祭り 2017 盆踊り (撮影: I LOVE 下北沢)

北沢税務署長就任ごあいさつ	4
北沢税務署新幹部ご紹介	5
北沢税務懇談会・意見交換会	6
北沢税務署への表敬訪問／会員増強・大型保障制度推進会議	7
全法連・東法連 専務理事松崎也寸志氏講演 ～平成 29年度 第2回 理事会にて～	8
女性部会「公開税務研修会」／初級簿記講習会修了式	9
南烏山・粕谷支部 公開税務研修会／給田・北烏山支部 公開税務研修会	19
経堂支部 公開税務研修会／下北沢支部 公開税務研修会	20
給田・北烏山支部 移動研修会／桜上水支部 会員会議	21
経堂支部 経堂まつり／明大前支部 税務署と警察署による公開研修会	22
梅丘支部 会員会議報告／会員紹介①	23
経堂支部 第3回スポーツフェスタ／会員紹介②	24
千歳台・船橋支部 ちとふな祭り&盆踊り／会員紹介③	25

日本政策金融公庫からのお知らせ	2
都税事務所からのお知らせ	3
北沢税務署からのお知らせ	10
法律相談「成年後見について」	12
経理の知識	13
「大切ですよ！就業規則」	14
残暑見舞い広告	15



小規模事業者経営改善資金(マル経融資) 概要

ご利用 いただける方	<p>商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方</p> <p>推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合5人以下)であること 2 原則として6ヵ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること 3 最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること 4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること 5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと
ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間	<p>設備資金 10年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金 7年以内 (うち据置期間1年以内)</p>
利率(年)	1.3% (平成28年7月13日現在)
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	<p style="text-align: center;">推 薦</p> <p style="text-align: center;">ご融資</p> <p style="text-align: center;"> </p>

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。 くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業
〒150-0041 渋谷区神南1-21-1(日本生命渋谷ビル2・3階)
TEL: 03-3464-3914 (融資相談担当: 西川)

(k0007) (2015.4)

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、10月2日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆ 口座振替
- ◆ コンビニエンスストア
 - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 -  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 - 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 - システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「都税の納税等について」をご覧ください。
- ◆ パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付
 - インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト(<https://zei.metro.tokyo.lg.jp>)をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお願いいたします。

(平成29年11月10日(金)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅

に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する世田谷都税事務所へお問い合わせください。

ご挨拶

北沢税務署長

奥村 信一



初秋の候、公益社団法人北沢法人会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、この7月の異動で北沢税務署長を拝命し、税務大学校教務課長から転任して参りました奥村と申します。

前任の湯本署長同様のご厚情を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

飯野会長をはじめ、会員の皆様方には、平素より法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種研修会の開催や講演会を通じて、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に努められるとともに、「北澤八幡神社例大祭」への出店、せたがや産業フェスタにおける「クリーンウォーク」の開催を通じた地域社会への貢献活動、女性部会を中心とした「税に関する絵はがきコンクール」の開催や青年部会の「S K T連絡会」など、多種多様な活動に積極的に取り組まれておられます。

このような公益法人としてふさわしい貴会の活発な活動に対しまして、改めて敬意を表するとともに、大変心強く感じる次第でございます。

さて、皆様方もご承知のとおり、昨年11月に、国会

において消費税率の引上げ時期及び軽減税率制度の実施時期を延期する法案が成立し、平成31年10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されることとなりました。

この制度の導入により、日々の取引や記帳などの面で多くの事業者が影響を受けることを踏まえ、私どもといたしましては、事業者の皆様へ、改正内容を十分に理解していただき、自ら適正な申告・納付ができるよう、積極的に制度の周知・広報等に取り組んでいくこととしております。

皆様方におかれましては、制度の導入等にご理解をいただき、今後ともご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人北沢法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア



小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 セガワ

代表取締役会長 渡瀬 靖夫

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13

☎(3413)0560 FAX(3413)2429

北沢税務署新任幹部の方々からのコメント

摘 要 役職名・氏 名

要 ①出身地 ②趣味 ③抱負・モットー

署 長

おくむら しんいち
奥村 信一



①福岡県
②旅行、ドライブ
③一期一会

副 署 長(法 担)

いりえ れみ
入江 玲美



①東京都
②犬の散歩、
野菜作り
③至誠天に通
ず

副 署 長(総 担)

やまだ まゆみ
山田 真由美



①大分県
②旅行、散歩
③平常心

特別調査官(法 人)

すなだ かつみ
砂田 勝美



①北海道
②ドライブ、
スポーツ観
戦
③健康第一

総 務 課 長

みうら ゆうじ
三浦 雄二



①福島県
②野球
③誠、引き続き
よろしくお願
いします。

法人 1 部門統括官

たかやま くにひこ
高山 邦彦



①東京都
②サッカー、
競泳観戦
③健康第一で
明朗に

法人 2 部門統括官

もりた きょうこ
森田 京子



①長野県
②音楽鑑賞、
旅行
③明るく、楽し
く、前向きに

法人 3 部門統括官

ほり しゅうさく
堀 周策



①新潟県
②スポーツ観
戦、散歩
③健康第一に
1年間よろしく
お願いします。

法人 4 部門統括官

やまさき えいじ
山崎 栄二



①鳥取県
②ガーデニング
③お世話になりま
す。よろしくお願
いいたします。

法人 5 部門統括官

ひらやま ひでゆき
平山 秀行



①東京都
②スポーツ観戦
③1年間よろ
しくお願いい
たします。

審理担当 上 席

ふくなが りょう
福永 亮



①鹿児島県
②スポーツ
(主に球技)
③健康第一

審理担当 官

たなか けんたろう
田中 健太郎



①山口県
②旅行、ウォー
キング
③一年間よろしく
お願いします。

転任された幹部の方々（主として法人課税関係）

前 職 名	氏 名	転 出 先
署 長	湯本 幸治	東京国税局 総務部 会計課長
副 署 長(法 担)	土川 竜一	芝税務署 特別国税調査官(法人)
特別国税調査官(法 人)	村上 義信	品川税務署 特別国税調査官(法人)
法人課税第3部門 統括国税調査官	立花 哲	日本橋税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
法人課税第4部門 統括国税調査官	青柳 和嗣	東京国税局 調査第一部 特別国税調査官 主査
法人課税第1部門 上席国税調査官(審理担当)	清水 恭一	日本橋税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官
法人課税第1部門 国税調査官(審理担当)	富塚 恭代	品川税務署 法人課税第7部門 国税調査官

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

 **三東電気工事株式会社**

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12

☎(3325)5630(代) FAX(3325)5686

おなじみの  **小泉機器工業株式会社**

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4

☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・
吉田・多摩・東京西・練馬・日野・
相模原・厚木・大和・湘南・小田原・
相模大野・秦野・藤沢・平塚

北沢税務協力団体主催 税務懇談会・意見交換会

平成 29 年 7 月 31 日（月）、初台オペラシティの東天紅で午後 5 時 30 分より、北沢税務協力団体（5 団体）主催『税務懇談会・意見交換会』が開催されました。

今回当番幹事会となった東京税理士会 北沢支部 芦川総務部長の司会進行で北沢納税貯蓄組合連合会 島田会長の開会のことばで始まり、北沢税務署 奥村新署長様よりご挨拶頂きました。

引き続き、北沢税務署 奥村新署長様をはじめ北沢税務署の幹部の皆様のご紹介を総務課長 三浦様より頂きました。

その後、壇上に整列されている署の幹部の皆様と、各団体の会員の皆様、順番に一人ひとり名刺交換を行い、最後に、東京税理士会 北沢支部 北山支部長の閉会のことばにより「意見交換会」は閉会となりました。

午後 6 時より当会の飯野会長の開会のことばで、「懇談会」が始まり、北沢税務署 入江副署長様のご挨拶と乾杯のご発声を頂き、幹部の皆様と会員の皆様で、大いに意見交換をし、懇親も深め、時間のたつのも忘れるほどの中、北沢間税会の穴戸会長のユニークな締め挨拶のあと、北沢青色申告会 石塚会長の閉会の挨拶をもって無事閉会となりました。

なおこの会に先立って午後 4 時 30 分から 1 時間、別室にて、税務協力団体長会議も開催されました。

奥村新署長以下税務署幹部の皆様と各団体長とで前期の活動実績や今後の事業計画及び「e-Tax の利用拡大」や「マイナンバー」への取組、「税を考える週間」での事業などについて意見交換がなされました。

（副会長 広瀬 淡）



《意見交換会次第》

司会 北沢間税会副会長 橋本 昌之介
 開会のことば…………… 北沢納税貯蓄組合連合会 島田 会長
 署長あいさつ…………… 北 沢 税 務 署 長 奥村 信一様
 署新幹部紹介…………… 北沢税務署総務課長 三浦 雄二様
 閉会のことば…………… 東京税理士会北沢支部 北山 支部長

《懇談会 次第》

開会のことば…………… 北 沢 法 人 会 飯野 会長
 乾 杯…………… 北沢税務署副署長 入江 玲美様
 中 締 め …………… 北 沢 間 税 会 穴戸 会長
 閉会のことば…………… 青 色 申 告 会 石塚 会長



飯野会長による
懇談会開会あいさつ



北沢法人会のテーブルにて



◆ 愉快的な生活の創造と果敢な挑戦 ◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

利 株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7
 パインフィールドビル 6 階
 TEL 03(3327)1111(代表)

葬儀全般・家族葬・直葬・慶弔・生花・花輪
 ～ 霊安室も完備しています ～

株式会社 北進  おくりびと

代表取締役 北澤 史朗

本 社：〒166-0013 杉並区堀ノ内1-17-2
 世田谷営業所：〒156-0044 世田谷区赤堤5-4-4

TEL.03(3313)9444 <http://hokushin.e-whs.net/>

北沢税務署への表敬訪問

今年も7月10日付で署の人事異動に伴い湯本署長の後任として奥村信一署長が税務大学校より着任されました。北沢法人会では7月末に北沢税務協力団体での意見交換前に正副会長、青年部、女性部の3グループに分かれて、7月13日(木)14日(金)の両日にわたり北沢税務署幹部の方々を表敬訪問し、今後開催予定の各事業のご理解と参画のお願い等をさせていただきました。直接ご挨拶させて頂くことで相互交流や共通理解が生まれ、法人会も安心して円滑に事業を行なうことが出来るものと改めて思いました。

(事務局 廣住 純)



正副会長と総務委員長



青年部会



女性部会

会員増強・大型保障制度推進会議



開会挨拶をする飯野会長

平成29年8月7日(月)18時よりラ・ペファーナ下北沢店において、「会員増強・大型保障制度推進会議」が37名の参加者で開催されました。これは厚生委員会と組織委員会共催により大同生命保険㈱とAIU損害保険㈱福利厚生制度の大きな柱である大型保障制度について改めて相互に認識し、協力体制を築き会員満足度向上だけでなく、法人会の大きなメリットとして会員増強にもつなげる目的で年1回開催しています。

当日は飯野会長の挨拶の後、AIU損害保険㈱の成木マネージャによる「企業における災害等緊急事態対応」についてのセミナー、続いて保険2社からのご案内後に、馬場組織委員長よ

り平成29年度の会員勤奨目標等についてご挨拶されました。

第2部の懇談会では、美味しいイタリアン料理を食べながら、大同生命保険の推進員やAIU代理店の方々とも交流を深め盛会に終わりました。

開催当日懸念されていた台風5号による大雨の心配も、出席者の熱気に気圧されてどこかに吹き飛ばされ、いつの間にか雨もあがっていました。また来年も保険会社様の協力により開催できればと思いました。

(事務局 廣住 純)

全法連・東法連 専務理事 松崎也寸志氏講演 ～平成 29 年度 第 2 回 理事会にて～

平成29年度の第2回の理事会が平成 29年7月25日（火）に開催されました。

総会後初めての理事会でしたので、総勢 44 名の理事が参加しました。

まず法人会の HP の開設について竹股広報委員長から紹介があり、モニターで説明していただきました。翌日から HP が新しくリニューアルされるとのことでした。

飯野会長から挨拶があり、北沢税務署から新任の第1部門審理担当上席福永氏が挨拶されました。

審議事項として、会員証のステッカーのデザインを決定しました。

報告事項として東法連の委員などの紹介等行われました。

各委員会、支部、部会から活動状況の報告がありました。

第2部として、全法連専務理事（東法連兼任）の松崎也寸志氏より「法人会の成り立ちとこれから」というテーマで講演をして頂きました。

戦後すぐに石巻の有志が法人会を立ち上げ、様々な経緯を経て、現在の全国的な組織が出来上がったことを話されまし



た。また、ご自身が北海道の稚内に赴任された貴重な体験など語られました。

理事会後の懇談会は、会場を2階に移し、開催されました。

飯野会長、松崎専務のご挨拶から始まり、賑やかに懇親会が出来ました。

全法連の専務理事に北沢法人会に来ていただき当会を知っていただけたことにも大きな意味があったと思います。

（広報委員会担当副会長 広瀬 淡）

ホームページリニューアルと会員ステッカー発行のお知らせ



～活用範囲が大幅に広がる!! ホームページ～

●当会のホームページは左の画面のように7月26日にリニューアルされました。スマートフォンやタブレットPCでもスムーズに対応し、戸外でも活用出来る工夫をしています。各支部の催しや税務研修会開催のお知らせなどの最新情報をはじめ、「マル得」情報などもタイムリーで的確にご案内出来ます。

●会員の皆様の繁栄を願い、また、会員間の交流のきっかけとなるよう、この度「会員章ステッカー」を皆様にお届け致しました。「マル得CARD」共々ご活用下さい。



◀左の画面は8月15日現在のものです。掲載内容やデザインはご覧頂いた際と異なる表示となっている場合があります。

平成29年度 女性部会「公開税務研修会」



北沢税務署
法人第一部門
清水上席

平成 29 年度、女性部会第一回公開税務研修会が、7 月6 日午後 3 時より法人会館 3 階大会議室において出席者 25 名で開催されました。

講師は、北沢税務署法人第一部門上席調査官として4 年間在籍されていた清水恭一様、この会が北沢法人会での最後の研修となりました。

テーマは『少子高齢化社会における税制』でしたが、最後の自己紹介からお願いしました。清水上席は、税理士の奥様と共働きで、大学生の長男はじめ 5 人の子育ての真っ最中で、長男、三男の出産時には当時(平成10 年頃)には珍しく 7 ヶ月ずつの育休を取るという、育メンのはしりで、その頃の著作『兼業主夫』マニュアル』を出版されたそうです(現在は絶版)。

物語を書くことが趣味とのことで、ここ数年は北沢管内を舞台に作品制作しているとお聞きしていましたが、完成して現在某出版社の新人賞に応募中とか、皆様の街も登場するでしょうか? 朗報が届きましたらお知らせ致します。

本題の研修は、少子高齢化が進む中で国の財政支出の30% 余りが年金、医療、介護、少子化対策に当てられているが、長寿



人口が増え続けているため“医療、介護支出”が増えるばかりで、“子育て支援支出”はどうなっていくのか、ますます結婚・出産が遠くなる様なお話でしたが、2 年後には消費税額10% になるので“子育て支援”を元気にしてほしいものです。

世界の国と比べて、日本は福祉国家として良い位置にいますが税金が安い分財政が成り立たず借金ばかりが増えるそうです。

100 分に渡り熱のこもった税制のお話が続き、質疑応答も入れて研修が終わりました。(清水上席は日本橋税務署へ異動されました、子育ても含めてご健闘を祈念致しましょう)。

(女性部会 相談役 中村みのり)

平成29年度 初級簿記講習会修了式

本年も東京税理士会北沢支部の協力をいただき、「初級簿記講座」が5 月 24 日(水)から7 月5 日(水)の毎週月・水曜日18 時~20 時で開催されました。(6 月7 日除く)

受講者は昨年より若干少ない8 名でしたが、仕事や病欠を除いては一人の脱落者もなく修了日を迎えることが出来ました。これも偏に仕事帰りに法人会館で 20 時まで勉強をするという受講者の方々の熱意に加え、今年の指導担当の中山準先生、小貫正人先生、そして金山達哉先生方の創意工夫さ

れたカリキュラムの良さもあったと思います。

7 月5 日(水)の修了式では、善養寺副会長の挨拶に続き、山崎公益事業委員長より修了証の授与が行われました。次に、指導講師の先生方からの総評をいただき、最後に修了書を手にニッコリ笑顔で集合写真を撮影し修了式を終えました。最後まで出席された受講者の皆様、そして講師の先生お疲れ様でした。

(事務局 廣住 純)



修了証を手交する山崎委員長



修了書を手に笑顔の受講者の皆様

消費税軽減税率対策補助金制度等説明会

☆ 軽減税率制度の説明・軽減税率対策補助金の概要・税制措置・融資制度の紹介等

平成31年10月からの消費税10%への引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から軽減税率の対象となる品目の消費税率は8%が適用されます。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理等、軽減税率制度への対応準備が必要となります。

そして軽減税率対策の事業者支援補助金制度の申請期限は平成30年1月までと締め切りが迫っており、あらためて事業者の方への支援制度や改正税法についての説明会を開催いたします。

なお、補助金の申請方法や注意事項なども分かり易く解説いたしますので、この機会に説明会にお越し頂き、本補助金の活用をご検討ください。

●開催日時

平成29年 9月20日(水) 14時～15時30分

平成29年10月11日(水) 14時～15時30分

(両日とも、13時30分開場)

●会場

世田谷区民会館(世田谷区世田谷4-21-27)

※ 駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

《主な内容》改正税法、補助金※の概要、税制措置、融資制度(※関連含む)
(複数税率対応レジ導入、受発注システム改修など)

【共催】世田谷税務署、北沢税務署、玉川税務署

【お問合せ先】東京商工会議所 世田谷支部

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階 TEL03-3413-1461

参加申込書		※当所は受講者の個人情報厳重に管理し、本セミナーの運営・管理に使用する他には貴社の承諾なく利用、第三者への提供はいたしません。	
参加日	平成29年 月 日	TEL	
会社名		FAX	
所在地	〒		
参加者	部署・お役職：	氏名	
	部署・お役職：	氏名	

※ お手数ですが資料準備等の都合上、**FAX：03-3413-1465** まで参加申込書を切り取らずにご返信願います。

軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際^(注)に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

(注) リースによる導入も補助対象となります。

軽減税率制度に対応するためのレジや受発注システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。

○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型



A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修するときに使える補助金です。

補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③ タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続き	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請のタイミング	機器購入後又は改修完了後（申請受付期間は平成30年1月31日まで）

B型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

補助率	2/3
補助額上限	小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへへの入替、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1/2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請のタイミング	①システム改修等の場合：平成30年1月31日までに事業完了報告書を提出 ※契約、作業着手前に交付申請が必要（申請は随時受け付け） ②パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：導入後に申請（申請受付期間は平成30年1月31日まで）

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル 0570-081-222

【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

本日は、Aさんが相談に訪れました。Aさんの相談内容と回答は次の通りです。

<Aさんの質問>

私は、借地甲の上に建てられた家乙に住んでいます。借地の大家さんは、Bさんです。Bさんからこの借地を借りたのは、私の父の代になります。正確なことはわかりませんが、甲を60年以上借り続けていることになります。

Bさんとの借地契約の契約期間は20年間となっており、来月で契約期間が満了になりました。そこで、借地契約の更新についてBさんと話し合ったのですが、その際にBさんから、借地契約を更新するにあたり、①借地の更新料を支払ってもらいたいこと、②借地料の増額を求められました。契約書には、更新料についての記載はありませんでした。

◆質問1

私は、Bさんに更新料を支払わなければならないのでしょうか。また、仮に更新料を支払わなければならない場合には、更新料の相場はあるのでしょうか。

◆質問2

更新料の支払要求や借地料の増額要求に応じなければ、契約を更新することはできないのでしょうか。

◆質問3

Bさんと、更新料や借地料の増額について話し合いがまとまらない場合には、どのような方法をとることができるのでしょうか。何か法的手続きをとる場合に、今から何か準備した方がよいことはありますか。

<Aさんへの回答>

(1)質問1について

更新料を支払う必要があるか否かは、①契約に更新料についての定めがある場合には、その定めに従うこととなりますが、②契約に更新料についての定めがない場合には、更新料を支払う義務はありません（最高裁判所昭和51年10月1日判決）。但し、③それまで長年にわたって更新料を払い続けてきたような事情がある場合には、Bさんとの間に、黙示の更新料支払い合意があったものとされ、更新料を支払う義務を負う場合があります。従って、これまでの更新の際に、更新料を支払ってきたか否かを確認してみてください。

更新料を支払わなければならない場合には、更新料の額は、契約の内容及び経緯、それまでの地代改訂の動向、土地上の建物の状況等の種々の事情により決せられます。一般的には、借地権価格の5～10%の範囲で決せられることが多いようです。

借地権価格は、更地の価格に借地権割合を掛けた金額で決められます。借地権割合は、国税庁のホームページに掲載されています。更新料の価格の相場を把握するために、更地価格と甲の借地権割合を調べてみてください。

(2)質問2について

仮に、更新料を支払わず、賃料の増額要求に応じないまま借地契約の期間が満了した場合であっても、借地上に建物が存続している限り、地主に正当な事由がなければ借地契約は同一条件で法定更新される（旧借地法4、6条、借地借家法5条）こととなります。したがって、更新料を支払わなかったり、

賃料の増額要求に応じなかったりしたからといって、更新できずに借地契約が終了してしまうということはありません。

(3)質問3について

更新料や借地料の額について、Bさんと話し合いがまとまらない場合には、借地条件の変更について、調停や借地非訟の訴えの手続きをとることができます。借地非訟の訴えの手続きは、先に調停を経なければ提起することが出来ないこととされています（民事調停法24条の2）。そこで、まず、簡易裁判所に調停を提起して話し合いをし、調停により解決を図ることが出来ない場合には、地方裁判所に借地非訟を提起し、非訟手続の中で解決を図ることとなります。

調停や非訟手続の際には、これまでの更新の際の経緯、近隣の借地料の相場等を踏まえて手続きが進められます。そこで、調停や非訟手続を提起するに際しては、①これまでの更新の際に更新料を支払ったか否かを調査することのほか、②過去の契約書などから、現在の賃料が定められた時期やその経緯を調査し、③近隣の借地の賃料相場を調査し、証拠を収集しておく必要があります。

法人・個人の法律問題をサポート致します
世田谷総合法律事務所
所長 弁護士 井上 侑
(お問い合わせ先)
〒155-0031 東京都世田谷区
北沢2-23-13 伊達ビル4F
TEL:03-5779-8228
(平日10:00~17:30 土・日・祝日を除く)



中小企業経営強化税制

人口減少・少子高齢化に伴う労働力人口の減少などの厳しい事業環境に対処するためには、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、「稼ぐ力」の強化を図る必要があります。

そのために、平成29年度税制改正で「中小企業経営強化税制」が創設されました。従来の中小企業投資促進税制の上乗せ措置であった部分が改組されて、対象事業と対象設備の範囲が広がり、より多くの業種や資産で即時償却や税額控除を受けることができるようになりました。

なお、即時償却や税額控除を受けるためには中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」を作成し、各事業分野の担当省庁の認定を受ける必要があります。原則として、下記の順番で手続きすることになりますので、設備投資計画の初期段階での準備が重要です。

- ①工業会の証明書や経済産業局の確認書を取得する。
- ②経営力向上計画を策定し、各事業分野の担当省庁に申請する。
- ③担当省庁から経営力向上計画の認定を受ける。
- ④設備を取得する。

<制度の内容>

青色申告書を提出する中小企業者等が、新品の下記Ⅲの対象資産を取得し、下記Ⅱの対象事業に使用した場合に、特別償却(即時償却)か税額控除の適用を受けることができます。

I. 特別償却(即時償却)又は税額控除

(1) 特別償却(即時償却)

特別償却限度額 = 取得価額の全額

(2) 税額控除

税額控除限度額 = 取得価額 × 7% ※ (資本金3000万円以下の法人は10%)

なお、税額控除限度額は中小企業投資促進税制等と合わせて法人税額 × 20%が上限

II. 対象事業

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包

業、郵便業、通信業、損害保険代理業、情報通信業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(一定のサービス業を除く)。

ただし、性風俗関連特殊営業に該当するものは対象事業から除かれます。

III. 対象資産

下記の設備で、認定を受けた経営力向上計画に記載されたもの

(1) 生産性向上設備 (A類型)

生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備

(工業会等による証明書を取得します。)

・ 機械装置 (160万円以上/販売開始から10年以内)

・ 測定工具及び検査工具

(30万円以上/販売開始から5年以内)

・ 器具備品 (30万円以上/販売開始から6年以内)

・ 建物附属設備 (60万円以上/販売開始から14年以内)

(2) 収益力強化設備 (B類型)

投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備

(経済産業局による投資利益率に関する確認書を取得します。)

・ 機械装置 (160万円以上)

・ 工具 (30万円以上)

・ 器具備品 (30万円以上)

・ 建物附属設備 (60万円以上)

・ ソフトウェア (70万円以上)

(注) 生産設備等が対象であるため、事務用器具備品や本店の建物附属設備は対象になりません。

IV. 適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得した設備について適用できます。

□ **東京税理士会・北沢支部の紹介** : 私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部

東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B

電話 : 03(3322)7894 FAX : 03(3323)3571

mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org



□ 執筆者の紹介

・ 税理士 : 吉田 光宏

・ 事務所所在地 : 世田谷区羽根木

2-40-3-504

・ 電話番号 : 03(3325)2919

～ 働 き 方 改 革 ～

1. 働き方改革とは

2016年8月に閣議決定した安倍政権による経済対策のひとつで、働き方の抜本的な改革を行うことで、企業文化や社会風土も含めて変えようとするものです。多様な働き方を可能にするとともに、格差の固定を解消して、日本経済再生と一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジとされています。

主なものとして①正規・非正規の不合理な処遇の差を解消、②長時間労働の抑制、③テレワークの導入などの柔軟な働き方のしやすい環境整備、④病気の治療・子育て・介護と仕事の両立、⑤障害者等の就業支援などがあります。この背景には経済対策としての側面はもちろん、少子高齢化の進展によって、生産年齢人口の減少といった面にも配慮したものです。

2. それぞれの施策について

歴史的な変革といわれるこの働き方改革ですが、先に挙げた項目について簡単に説明してみます。

①正規・非正規の不合理な処遇の差を解消する

いわゆる同一労働同一賃金の考え方で、パート社員などの非正規労働者と、いわゆる正規労働者との間に生じた不合理な格差の改善を目指すものです。日本においては、海外に比べると正規労働者との待遇差が大きく、社会問題となっており、賃金だけにとどまらず、福利厚生や能力開発などの待遇の均等・均衡によって、生産性の向上を図ることを目的としています。

②長時間労働の抑制

以前にも触れた過労死等防止対策推進法などによって、働き方の見直しや、ワークライフバランスによる家庭と仕事の両立を図ることなどを目的としています。

③テレワークの導入などの柔軟な働き方のしやすい環境整備

情報通信機器の普及に伴って、勤務時間や勤務場所について多様な選択が可能となる働き方である「テレワー

ク」という制度は、労働者にとっても企業にとってもメリットがある制度です。これによって自宅やサテライトオフィスでの勤務が可能となり、子育てや介護、病気や怪我の治療が必要な人が、家庭と仕事の両立を図りながら働けるようにするものです。また、通勤が難しい高齢者や障害者も働けるようになるなど、労働者の就業機会の拡大にもつながります。導入にあたっては、もちろん就業規則等の整備は欠かせません。

④病気の治療、子育て、介護と仕事の両立

いわゆるワークライフバランスとしての考え方のひとつでもあるもので、労働力の確保という観点から女性の労働参加の重要性を中心に考えられてきたものです。この考え方を中心として、女性活躍推進法の新設や育児介護休業法の改正などが行われてきました。

⑤障害者等の就業支援

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現の理念の下に、障害者雇用促進法の改正によって法定雇用率を引き上げて、障害者雇用を推進します。法定雇用率は現在は民間企業においては2.0%ですが、平成30年4月1日より2.2%へと引き上げられます。つまり、今までは50人に対し一人の雇用の義務が課せられていたものが、改正後は45.5人に対して一人の雇用義務が課せられこととなります。また、平成33年4月までには、さらに0.1%引き上げとなり、43.5人に一人の雇用率となる予定です。

3. どのように進めるか

このように幅広い分野にまたがる働き方改革を、企業はどのように進めてゆけばよいのか悩ましいところかと思えます。三つのテーマとして「働く環境」、「働く制度」、「働く意識・風土」と切り分けて、それぞれの課題に取り組むことが必要となるでしょう。助成金などもいくつか用意されていますので、これらをうまく活用して取り組んでいただきたいと思います。

松崎社会保険労務士事務所

人事・労務管理を通じて働きやすい職場を作り、会社の業績アップのお手伝いをします。

TEL.03(3307)3723 FAX.03(6909)1159
e-mail : mzk11450@xpost.plala.or.jp
HP : <http://www.matsuzaki-office.jp>

心のもったせレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱



株式会社ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>



2017年

残暑お見舞い申し上げます



順不同

<p>東洋ドライープ株式会社</p> <p>代表取締役 飯野 光彦</p> <p>☎ 03-3412-5711</p>	<p>有限会社 伸建築企画</p> <p>代表取締役 広瀬 淡</p> <p>☎ 03-3425-9016</p>	<p>梶原建設 株式会社</p> <p>代表取締役 梶原 利文</p> <p>☎ 03-3307-7726</p>
<p>株式会社 ナカス</p> <p>代表取締役 陳 厚 銘</p> <p>常務取締役 善養寺 大作</p> <p>☎ 03-3323-1641</p>	<p>大雄電設工業 株式会社</p> <p>代表取締役 佐藤 義雄</p> <p>☎ 03-5315-3001</p>	<p>公益社団法人 北沢法人会</p> <p>顧問 折元 定夫</p> <p>☎ 0424-61-9542</p>
<p>株式会社 セガワ</p> <p>代表取締役会長 渡瀬 靖夫</p> <p>代表取締役社長 渡瀬 文史</p> <p>☎ 03-3413-0560</p>	<p>株式会社 大成出版社</p> <p>取締役会長 松林 久行</p> <p>☎ 03-3321-4132</p>	<p>株式会社 DCST</p> <p>代表取締役 蜂谷 和明</p> <p>☎ 03-3428-9988</p>
<p>株式会社 玉川繊維工業所</p> <p>代表取締役社長 梅森 文寿</p> <p>☎ 03-3327-1111</p>	<p>株式会社 ベルモード</p> <p>代表取締役 久保 弘憲</p> <p>☎ 03-3306-3210</p>	<p>小野商事 株式会社</p> <p>代表取締役 小野 俊英</p> <p>☎ 03-3322-5111</p>
<p>株式会社 山崎工務店</p> <p>代表取締役 山崎 登</p> <p>取締役 山崎 富美子</p> <p>☎ 090-1600-5773</p>	<p>有限会社 奉達</p> <p>代表取締役 島田 益吉</p> <p>☎ 03-3303-6195</p>	<p>有限会社 日静企画</p> <p>代表取締役 中村 みのり</p> <p>☎ 03-3300-5418</p>
<p>大同生命保険 株式会社 渋谷支社</p> <p>第四営業課長 水野 雄介</p> <p>☎ 03-5489-6800</p>	<p>AIU 損害保険 株式会社 東京第二プロチャネル営業部</p> <p>部長 鈴木 健斗</p> <p>☎ 03-6894-9110</p>	<p>アフラック東京第一支社</p> <p>支社長 小平 正</p> <p>☎ 03-6757-2603</p>



2017年

残暑お見舞い申し上げます



順不同

<p>小泉機器工業 株式会社</p> <p>代表取締役 小泉 勇人</p> <p>☎ 042-366-7763</p>	<p>宮城化学 株式会社</p> <p>代表取締役 宮城 直樹</p> <p>☎ 03-3466-8071</p>	<p>有限会社第一相互不動産</p> <p>代表取締役 上柳 隆夫</p> <p>☎ 03-3427-6541</p>
<p>株式会社 ヤマムロ</p> <p>代表取締役社長 山室 貴雄</p> <p>☎ 03-3329-1111</p>	<p>株式会社 九十九サービス</p> <p>取締役会長 丸山 恵美子 取締役社長 丸山 勝海</p> <p>☎ 03-5477-5991</p>	<p>株式会社 SGコーポレーション</p> <p>代表取締役 川村 貴志</p> <p>☎ 03-6303-4141</p>
<p>株式会社 ビジネス通信工業</p> <p>代表取締役 増川 征一郎</p> <p>☎ 03-5317-7211</p>	<p>有限会社 トータル企画設計</p> <p>代表取締役 国井 重克</p> <p>☎ 03-3305-1744</p>	<p>旭鮎総本店 株式会社 下高井戸本店</p> <p>代表取締役 丹羽 豊</p> <p>☎ 03-3322-3331</p>
<p>藤蔵測量開発 株式会社</p> <p>代表取締役 後藤 寛</p> <p>☎ 03-5432-5171</p>	<p>株式会社 四季建築設計事務所</p> <p>代表取締役 坂本 哲</p> <p>☎ 03-3328-1117</p>	<p>株式会社 鈴木屋</p> <p>取締役 野島 洋二</p> <p>☎ 03-3321-2102</p>
<p>太田ピアノ教室 有限会社</p> <p>代表取締役 太田 一樹</p> <p>☎ 03-3428-9566</p>	<p>株式会社 台一環境</p> <p>代表取締役 金子 秀五郎</p> <p>☎ 03-3468-4114</p>	<p>株式会社 宮野設備工業所</p> <p>代表取締役 宮野 清治</p> <p>☎ 03-3303-0234</p>
<p>芝信用金庫 代沢支店</p> <p>支店長 増井 敏博</p> <p>☎ 03-3412-6581</p>	<p>ドコモショップ 下北沢北口店</p> <p>店長 茂澤麻衣子</p> <p>☎ 070-2673-5078</p>	<p>医療法人社団 康生会 シーエスケー・クリニック</p> <p>理事長 柳 秀熙</p> <p>☎ 03-3413-0571</p>



2017年

残暑お見舞い申し上げます



順不同

<p>エル・パッケージ株式会社</p> <p>代表取締役 野田 三重子</p> <p>☎ 03-5301-8600</p>	<p>BIS 司法書士事務所</p> <p>司法書士 石井 博晶</p> <p>☎ 03-6909-1533</p>	<p>ジャンプライズ株式会社</p> <p>代表取締役 中西 勉</p> <p>☎ 03-5384-3081</p>
<p>有限会社 西東京物流</p> <p>代表取締役 櫻井 彰</p> <p>☎ 03-5384-9491</p>	<p>株式会社 JA東京中央 セレモニーセンター</p> <p>代表取締役 丹野 浩成</p> <p>☎ 03-5315-1717</p>	<p>東京会計税理士法人 竹の塚事務所</p> <p>社員税理士 白澤 正幸</p> <p>☎ 03-3883-4188</p>

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!

セミナー インターネット DVD でレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。
インターネットでサンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。
忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。



STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

ご利用方法

北沢法人会ホームページ
<http://www.kitazawahoujinkai.or.jp/>
トップページ右下のバナーをクリック



北沢法人会 セミナー-DVD レンタルサービス

会員専用のセミナー-DVDレンタルサービス

■北沢法人会会員の方

経営実務、社員研修、経理、健康などのDVDを無料で貸し出しています。
経営情報や社内研修、自己啓発などに是非ご利用ください。

無料DVDレンタルページ

毎月更新のDVD一覧はこちらからダウンロードして下さい。

DVD一覧PDF

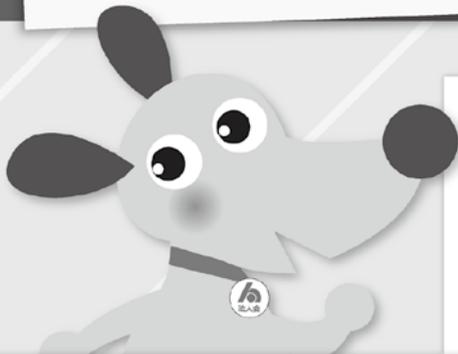
企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者：法人 太郎

項目番号	点検担当者記入欄	代表者記入欄
	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

II 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 北沢法人会

TEL : 03-5450-7121

URL : www.kitazawahoujinkai.or.jp/

南鳥山・粕谷支部 第1回 公開税務研修会



平成 29 年 6 月 16 日 烏山区民センターにおいて第一回 税務研修会を開催致し、皆様大変お忙しい中たくさんの方にご参加を戴きました。

今回 29 年度最初の研修会という事で『中小企業経営者に役立つ税知識』と題し、以前北沢法人会で税務相談員としてご活躍いただいた小出絹恵先生にご講演を戴きました。

小出先生には事前にふるさと納税・民法改正についても

触れて頂くをお願いをしてあり、前段でお話を戴きました。その後企業経営の本質を踏まえた的確な情報を織り交ぜながら経営者の身に立ったお話を戴きました。

一時間と短い時間で小出先生にもご苦労を戴き、内容の濃い講演となり

参加者の皆様にもご満足戴けたのではないかと思います。

引き続き懇親会を行いました。新入会員の会社アピールや会員相互の懇親と大変和やかに進行し、あっという間に終了時間となりました。

次回の 9 月 29 日第二回公開講座は蘆花ホーム石飛幸三先生による『高齢化社会を迎えて』の講演となる予定で、非常に興味深い内容になるのではと思っております。ぜひご視聴戴きたく、皆様のご参加をお待ちしております。

(南鳥山・粕谷支部 副支部長 佐伯 龍一郎)



給田・北鳥山支部 第1回 公開税務研修会

平成 29 年 7 月 20 日 (木) 昭和信用金庫 烏山支店 会議室にて、講師に北沢税務署法人一部門 福永 永席をお招きして「消費税アップと軽減税率制度」のテーマで公開税務研修会を開きました。(参加者 20 名)

今期より当支部の松崎新支部長の挨拶に始まり、上記テーマの冊子に沿って講義を受けました。

消費税は国民の最大の関心事であり、ましてや、平成 31 年 10 月 1 日からは軽減税率制度が加わります。

消費者からお預かりし、納税を担う企業にとりまして申すに及ばずの関心事項です。

猛暑の中、聞き流らすことが無き様にと皆様真剣でした。

しかし、私の感想として、食品等の軽減税率は良いことかも知れませんが、飲食業では消費者の行動?により税が加算?されたりされなかったり等、疑問が生まれました。

消費者とのトラブルにもなりかねません。消費者が店(企業)に徴収された税がきちんと国に納付されるか等の税務



署側のチェックの膨大作業?になるのではないかと余計な事まで心配します。

もっと誰もが納得する、簡単明瞭な、消費者納税～企業～国への正しい納付がなされるか?が重要課題と思われました。今後また、何回かの講義を受け、知り合いに説明できる様になればと思います。

(給田・北鳥山支部 広報委員 上村ともえ)

税金八先生 教えて!

皆さん、こんにちは。今年の夏はいかがでしたか。

まだ残暑厳しい日が続きますが、頑張ってくださいませ!

Let's try!

第1問 法人税法の定めにより、必ず税務署に届けなければならないことは、次のうちどれ?

- ① 解散 ② 納税地の異動 ③ 代表者の変更

第2問 税法上、法人は帳簿書類を起算日から何年保存しなければならないでしょうか?

- ① 10年 ② 7年 ③ 5年



*答えは 26 ページに掲載

経堂支部 第1回 公開税務研修会



平成 29 年 6 月 27 日 J : COM イースト世田谷局において『近年の税制改正の傾向について』をテーマに、講師には経験豊富で要点を捉えて説明して頂ける北沢税務署法人 1 部門 清水恭一上席をお願いし、第 1 回 公開税務研修会を実施しました。

少子高齢化に伴う労働人口の構造的変化、所得や資産の格差拡大に対応する個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税などの税制改正の説明に於いて、酒税に対する課税側と納税側の知恵比べ、高所得者への負担増に対する税逃れ等々、面白く判り易い説明に受講者も大いに楽しめました。

Q & A では企業利益を内部留保させずに雇用拡大や賃上げに結びつけさせるかという課題などの突っ込んだ質問、外形標準課税などの質問等で、かなり白熱した議論が展開されました。

あいにく体調不良などで欠席があったのは残念でしたが、他支部の方々も多数参加され懇談会では情報交換や交流で互いの親睦もなされました。

また会場をご提供頂いた J : COM さんのご協力によりスムーズな運営ができましたので大変充実した研修会となりました。(参加総数: 20 名、会員 19 名、一般 1 名)

(経堂支部 税制委員 廣瀬 知樹)

下北沢支部 第1回 公開税務研修会



講師：高橋信義氏

7 月 20 日 (木) 北沢タウンホール 12 F スカイサロンにおいて、「下北沢支部第一回公開税務研修会」を開催いたしました。今回、当支部として新たな試みをすることになり、講師の先生は、当会の相談役でもある相続診断士の高橋信義氏をお願いいたしました。

北沢法人会が、社会全体の利益に資するための税のオピニオンリーダーたらんとしたら、どのような講演内容にすべきかを今一度考えたのです。実務の指導や税の専門的なことをわかりやすく講演するのも大事ですが、これらは以前からやってきたことでした。出した結論は、身近な地域の歴史に税の歴史を織り込み、税への関心を高めるだけでなく、地域社会への関心も高める講演でした。

相談をした飛田支部長も趣旨を理解してくださり、高橋先生を推薦していただき今回の税務研修会が実現いたしました。

題名は、「知られざる戦国時代の家督相続」～森巖寺・豪徳寺の秘密～です。親しみのある地域の寺社と税の話、どうつながっていくのか、参加していただいた方々は、いつも以上に興味を持っていただけたようです。知っているようで知らなかった地元の森巖寺・豪徳寺の歴史とそこから透けて見える戦国時代の相続、そしてその後の相続の仕方の変化と相続税の成立とその目的、歴史のお話をしているうちにいつのまにか税のお話へとつながっていく講演内容は、とても

斬新でした。後半、ペットに相続させるためにはどうすればよいかなど身近に感じてはいるけれども中々相談しにくい相続に関する疑問にも答えていただけるなど一味違った講演でした。講演後、講演内容をもとにしたクイズを出しましたが、全員がほぼ全問正解してしまい主催者側としては慌てて取り乱してしまいました。それだけ講演内容を理解してくれた現れだと平静を装ったのは内緒です。相続税だけでなく税は、時代ごとに変化していきます。昔の常識が今の常識ではありません。税を身近に感じ、興味を持つことでそれらの変化に気づき理解していくことができるのだと実感いたしました。

今回、準備期間、告知期間が短く、多々至らない点多かったのですが、今までと違う税務研修会にしようという試みは、とても良かったと感じています。今回出た改善点・反省点を生かし、今後も様々な切り口で税務へアプローチしていこうと決意しました。参加していただいた方々やお手伝いをしていただいた役員の方々に感謝するとともに今後とも法人会活動へご協力していただくようお願い申し上げます。

(下北沢支部
副支部長・
広報副委員長
長沼 洋一郎)



給田・北烏山支部 移動研修会



～初夏の両国散策とちゃんこ鍋～

平成 29年 6月 20日(火) J R両国駅午後一時集合。

参加者 15 名

町中の民家には紫陽花が咲き誇り梅雨の中の曇り日で、散策には最高の日よりでした。

まず、相撲博物館。歴代横綱のパネルに圧巻。今年は特に日本人である、横綱稀勢の里関誕生に多くの国民が感動しました。相撲の歴史、諸々の展示に、そしてそれらの説明に『そうなんだ、そうなんだ』とうなずくばかりでした。

今や白鵬初めモンゴル勢に押されてはいますが、これからは特に、高安新大関、癒しの千代丸関等応援にも力が入りそうです。



それから、江戸東京博物館へ移動。いつの間にか青空に心地よい風。当支部は昨年3月にもここに研修会に参りました。

さらにもっと知りたいとの参加者の希望で二班に分かれて専任の解説者に二時間近く解説を受け、もうあたかも江戸時代の知識人と化した私になりました。いつまで続くかは疑問?(笑)です。

そして、皆さんの喉の渇きも限界となり待ちに待ったちゃんこ鍋「安美」にて喉・胃袋が満足出来たことは想像を超える一日でした。皆さん笑顔で 20:00 前解散。

歩数 8 ～ 9 千歩、'紫陽花や東京もっとよく知ろう'

(給田・北烏山支部 広報委員 上村ともえ)

桜上水支部 第2回 会員会議



増川新支部長

平成 29年 7月 26日(水)、当会の会員でもあります旭寿司総本店で第2回会員会議が開催されました。

18名の参加で新規の会員も2名初参加していただきました。

始めに前支部長の伊藤相談役からごあいさつをいただきました。2年間ありがとうございました。

今回は増川支部長の新体制となり初めての会員会議となります。役員も入れ替わりがあり世代交代を感じさせる布陣となりました。今までの良い部分はしっかりと継承しつつ、新しい風を吹き込んでいく運営が期待されます。

会議は増川新支部長が終始ガチガチに緊張したままの進行となりましたが、それだけ真剣に取り組む姿勢と決意が伝わってきました。桜上水支部は「会員増強」「会員の相互交流」「他支部・部会との交流」「地域行事への参加」の4つの基本方針を掲げて活動します。



会議後の懇親会は、美味しいお料理とお酒をいただきながら、初参加の会員の自己紹介や会社をPRする時間もあり、交流が深まる会となりました。

(桜上水支部 副支部長・広報副委員長 高宮 英輝)

経堂支部 経堂まつり



子供にも大人気の当会のテント前

平成 29 年7月22日(土)と23日(日)の二日間、エイサーの賑やかな太鼓の音にはやされて、経堂駅前の祭り舞台の周りには午後2時頃から大勢の見物客で立錐の余地もない位であった。

我々経堂支部も2時よりテントを張って、法人会の宣伝を兼ねての税金クイズを行う準備に入った。事前に手伝いする役員の皆さんがそれぞれの立場にて、2時半より第1回の税金クイズに入る。

賞品は会員各位より寄付として進呈して貰った種々雑多な賞品である。2回目のクイズに入る頃には子供阿波踊りも賑やかに練り歩き周りはその親御さんで一杯であった。

二日目も曇り空とはいえ、記録的な猛暑で踊る阿呆に見る阿呆もみんなバテそうであった。

2日目のメインは、何と言ってもサンバ踊りであろう。ただサンバ踊りも一昔前は、本場ブラジルの人達で、それなりに迫力があり賑わっていた様な気がしたが、今は大半が日本人の踊りで少し迫力に欠けるようでもあった。

そんな中、我々法人会のテント前は、クイズが始まると大人も子供も沢山の人がクイズに挑戦すべく賑わっていた。中には税金クイズに幾度もチャレンジしたかったのが、クイズの列に幾度も並ぶ大人の方がいたのには驚いた。

こういう方は区民祭りの会場でもよく見掛けるが、せっかくの楽しい祭りに水を差すようで情けなく思う。

経堂祭り会場で、毎年行う税金クイズのお陰で、我々法人会の活動も少しずつ理解されてきつつあると思った。

(経堂支部 相談役・広報委員 上柳 隆夫)

明大前支部 税務署と警察署による公開研修会



平成 29 年7月 24 日(月)、昭和信用金庫 明大前支店会議室にて、『楽しい税金の話』と『怖い自転車事故の話』というテーマにて、北沢税務署 法人一部門 福永上席と北沢警察署からは交通課 交通総務係長 警部補 波戸雅文様、北沢警察署 交通課長代理 警部 加治屋純二様のお二人をお招きして公開研修会を開き、その後企業3社の PR タイムを設けました。



その後、「ハミングバード」に場所を変えて、懇親会「サマービアパーティー」を行い、こちらでも会社



坂本 哲 新支部長



北沢税務署
審理担当上席
福永 亮氏



北沢警察署
交通課長代理 警部
加治屋 純二氏

のPR タイムを設け、日頃接点のなかった会員同士も打解けて、和気あいあいのうちに終了致しました。

これらの催しは、当支部の今年度の役員交代後初めて行われたものですが、日頃の事業にはなかなか参加出来なかった人や会員以外の人にも多数お声がけをして、参加して頂くことを目的として、通常の税務研修会とはひと味違った味違ったものを行おうという新たな試みとして行われたものです。

その甲斐もあって、未入会の参加者の方より、『仕事に役に立つ事をやっけて、楽しい会なので、入会します！』とその場で入会して頂くことが出来ました。

(明大前支部 副支部長・広報副委員長 塩原 孝夫)

梅丘支部 会員会議報告

平成 29 年 7 月 7 日、梅丘支部会員会議が、美登利寿司で開催されました。

佐藤新支部長を中心にしての初めての会議です。

26 名が参加し、大盛況でした。

まず千葉前支部長から挨拶があり、佐藤新支部長からは、今後の支部運営の決意が語られました。また、今回梅丘支部からは大勢の委員長、部会長、理事などが推薦されましたので、その紹介がありました。

瀬川組織副委員長からは、会員勲褒の推進についてお話があり、平塚副支部長からは、今後の支部活動について説明がありました。

今後、支部としてしっかり活動を進めていこうと、決意し

合いました。

木村副支部長から、昔から会員勲褒に頑張ってきたことを話され、乾杯の音頭を取っていただきました。

その後、美登利寿司の美味しいお刺身などを食べながら懇談しました。

非常に盛り上がり楽しい会でした。

新しい支部長のもと、新出発の会員会議でしたが、大勢に参加いただき、楽しい会が出来たことで、ますます楽しい支部に発展していけると思います。

(副会長 広瀬 淡)



佐藤新支部長



会員紹介①

梅丘支部「ベンリー はあとサポート梅丘店」

ベンリーはあとサポート梅丘店は、全国に約220店舗を展開しているベンリーチェーンの1店舗として梅丘に6月7日オープンとなりました。

ベンリーはお客様の笑顔と感動のために全力を尽くし、あらゆるご要望にお答えするために豊富なサービス内容を用意しております。「皆様のお困り事を解決しもっとお客様のお役に立ちたい」それが私たちの願いです。お困りごとが御座いましたらお気軽にご相談下さい。

また、ベンリーはあとサポート梅丘店は、特別養護老人ホーム・保育園を成城に9月オープン予定の青監会グループの一員です。公的な制度外でサポートする生活支援事業としての役割を担っていますのでよろしくお願い致します。

ONE-Stop/ Service Benry

ベンリーは信頼と実績の全国チェーンです。

あなたの困ったを解決に導く
「何処に頼んだら良いか分からない」「すぐに何とかして欲しい」
そんなお困り事おまかせください!!

Benry
TOTAL CONVENIENCE SERVICE

ハウスクリーニング	家事代行サービス
ハウスリフォームサービス	エアコンサービス
引っ越しのお手伝い	水廻りメンテナンスサービス
害虫駆除サービス	不用品処理のお手伝い

年中無休

スタッフ募集
お客様の困り事を解決する仲間を大募集中です。

所在地：世田谷区梅丘1-16-3

フリーダイヤル：0120-531-810

電話：03-5426-3860 FAX：03-5426-3861

営業時間：年中無休 8：30～17：30

(営業時間外の作業も可能)

店長：林 茂樹 店長代理：徳永 剛大



経堂支部 第3回スポーツフェスタ

去る8月4日(金)18:00より法人会員様でもある経堂ボウル(宮坂2-19-5)にて、今年で3回目となる経堂支部主催のスポーツフェスタを開催いたしました。

当日は、夏真っ盛りの金曜日の夜ということもあり、参加人数が心配でしたが支部会員以外の皆さまのご参加も得て22名の方々楽しい汗を流しました!

ゲームの前には、しっかりストレッチで準備運動。

かつてはマイボウルを持っていたという方も、数十年ぶりのボウリングにチャレンジ。2ゲームを終えられた時の笑顔はスコア以上に輝いていました。表彰式を終え、会員店での交流会は更に盛り上がりました!!

(経堂支部・広報委員 岡本のぶ子)



会員紹介②

下北沢支部 ドコモショップ下北沢南口店



ドコモショップ下北沢南口店では、地域に根ざした明るく元気を営業方針に掲げて毎日笑顔で営業しております。当店は、ドコモ携帯電話に関する料金プラン・故障受付・電話機購入手続き・ドコモ光インターネットサービス・dカード(クレジットカード)などのご相談を承っております。

その他、充電コーナー、キッズコー

ナー、授乳室もあります。授乳室・オムツ替えなどのご利用でもお待ちしております。

商店街・法人会の皆様と共に地域発展に協力し皆様と明るく元気に挨拶しあえる笑顔の多いお店を目指しております。

「法人会に入っています」の一言で勉強いたしますので、お気軽にご来店く

ださいませ。北口店ともども心よりお待ちしております。

定休日：毎月第2火曜日

営業時間：11:00～20:00

住所：〒155-0031 世田谷区北沢

2-12-6 リバーストーンビル1F

連絡先：0120-187-650

会員紹介③ 千歳台・船橋支部串かつ【おおつか】(トータル・ライフ・プランニング)



北沢法人会へ生命保険募集代理店として入会して10 数年、法人会会員の皆様には広報担当一筋大変お世話になっております。この度、代理店を廃業、千歳船橋に「串かつ【おおつか】」を今年8月21日より開店の運びとなり、新入会員時の抱負を忘れずに頑張りたいと思います。

友人が、大阪の串かつ屋さんの老舗【知留久】社長をしており、次男はそこで

20 数年修行をして東京へ戻って来ました。今の店も前の居酒屋の友人が廃業する事になり譲り受け、全面改装し開店に至りました。

ソースの2度付け禁止のチェーン店とは違う、大阪の本物の串かつの味を是非東京でもご賞味して頂きたく、どうぞよろしく願いいたします。お出かけをお待ちいたしております。

串かつ【おおつか】(大塚明弥)

住所：〒156-0055

世田谷区船橋1-37-7

TEL&FAX :03-5799-7996

定休日：毎週火曜日

営業時間：17:30～23:00

TLP 事務所(大塚好昭)

TEL&FAX :03-3482-7484

千歳台・船橋支部 ちとふな祭り & 盆踊り

～ちとふな祭り～

千歳船橋駅前前で「ちとふな祭り」が7月16日17時～20時の間で開催されました。

当日の天気は最高でしたが、蒸し暑い一日でした。汗をかきながら、税金クイズ・チューペット・綿アメ・缶ビールと仲間間で目標を決め、それぞれをさばき、時間内に完売しました。

毎年のことで、人の出も多く、特に暑い夜でしたが充実した祭りになりました。皆様有難うございました。また、8月20日に同じ場所で盆踊りがありますので、皆様のご協力とご参加をお待ちします。



千歳船橋盆踊りにて

～千歳船橋盆踊り～

8月20日には「ちとふな盆踊り」が千歳船橋駅前広場で17時～20時30分まで開催されました。

天候は曇りで少し蒸し暑いなかでしたが、額に汗をかきながら焼き鳥800本・生ビール4樽・綿菓子100個・税金クイズ50人・他飲み物等20時過ぎには完売しました。その後は盆踊りにも参加して気持ちいい汗をかき、閉会の挨拶も法人会としてさせて頂き、何より皆様に楽しんでもらった事が最高でした。スタッフの皆様ご苦労様でした。色々大変ですが今後ともよろしくお願い致します。

(千歳台・船橋支部 支部長 目黒 啓三)

スタンドグラスイメージ
いままでなかった
クリスタル名刺
(通常名刺の2倍サイズ)181mm×55mm 50枚 1,980円より
(税込*初回・版制作代は別途)
カラー印刷もっとも身近に! (株)ユニワールド
世田谷区船橋2-34-5 TEL.03-5376-7233

リレー後記

◇東京の水瓶◇

今回から、編集後記のメンバーになりました。よろしく願います。

東京への上水としての水の供給は江戸時代から築かれていました。

その一つに玉川上水があります。玉川上水は、かつて江戸市中へ飲料水を供給していた上水（上水道として利用される溝渠）であり、江戸の六上水の一つです。多摩の羽村から四谷までの全長43kmが1653年に築かれました。そして江戸60万人分の水を供給しました。また、一部区間は、現在でも東京都水道局の現役の水道施設として活用されています。

現在では、利根川系で矢木沢ダムなど8つのダム、荒川系で4つのダム、多摩川系で2つの貯水池があり、900万人の東京都民の水を供給しています。

そこで、一喜一憂するのが降水量です。

14のダムに8億2千万トンの水量が貯水できます。今は、90%程度の貯水率ですが、1ヶ月前ほどは29%程度に落ち込み給水制限が実施されていました。ここのところの台風の影響で、いっきに貯水量が確保できましたが、台風が来て良かったとは報道できず、貯水率回復の報道にはなかなかお目にかかれませぬ。よくよく見てみると新聞の隅っこに水道局が発表していました。台風とはいえ、東京の水瓶に水を供給していることは、ありがたいです。おいしい水はふんだんに飲め利用できる、日本は世界でも稀だし、ありがたい国だと思います。

（副会長 広瀬 淡）

◇人生これから◇

私は4年前サラリーマン生活が終わり、単身赴任先の札幌より家族の待っ池ノ上へと帰ってきました。退職してゆっくりする暇もなく家内が経営していた不動産会社を引

き継ぎ、また30数年続けている南伊豆での週末農業（柑橘栽培）も再開しました。

定年後の生活はゼネコンに勤めているとさきと比べ、ストレスがなくなったせいか仕事にもやる気がでるし楽しく感じられるようになりました。

最近会社時代の同僚や学生時代の友人達に会うと、65歳を過ぎたせいか第2の人生（60歳定年後の再就職先）も終わりボランティア活動や散歩・公園で時間を過ごすことが多くなったようです。また年金生活のため、好きなゴルフもなかなか付き合わなくなってきています。人手不足の時代といいつながり、いまだに65歳が仕事にありつける限界のようです。

私は何もせずにじっとしていられない性格なので、仕事に週末農業に毎日忙しく働いていますが、体力の衰えは多少感じておりますが、人生これからが本番と思って生きていきたいと思えます。

今回法人会へも参加させていただき、少しでも社会に役に立ち、地元で愛される法人会になるように活動に参加していきたいと思えます。

（代沢・代田支部 望月 章次）

◇異常気象◇

今年の梅雨は雨が降らずに気温も高く、暑い夏になると思っていました。ここ最近（8月上旬に書いています）は天気がすぐれず湿度の高い日が続いており暑さも一段落しております。さて今年の夏の気候はいったいどうなるのでしょうか？この文章が掲載される頃には答えが出ていることでしょう。夏の暑さは風物詩ですが、近年の猛暑は異常でしょう。30年ぐらい前はこんなに暑くなかったような気がします。ちなみに猛暑日（最高気温が35℃以上）が制定されたのは2007年で、まだ10年前です。真夏

日（最高気温が30℃以上）が当たり前のように続くようになってしまったので制定されたとのことです。

それにしても日本だけではなく世界中で異常気象が発生しており、もはや異常ではないとまで言われ始めているこの頃です。日本では記録的な集中豪雨、ゲリラ豪雨、長寿命台風など、毎年どこかで大雨による被害が起こるようになりました。私自身も今年、都内で雹が降った時のゲリラ豪雨では傘が役に立たず雨宿り場所を探して逃げ込む間に、ずぶ濡れとなってしまいました。仕事で外出することが多いので、天気予報は毎日チェックする、折りたたみ傘は常に携帯するなど、自分でできる対応策はしておきたいです。

（桜上水支部 高宮 英輝）

◇編集会議◇

当時ご近所に居られた、前梅丘支部長の千葉さんに勧められ法人会に入会して、はや6年目を迎えます。

この春まで若干の「留年？」をし青年部に所属しており、「ふくふくスタンプラリー」等々の活動に参加してまいりました。

親会に來まして、改めて広報委員に参加させてもらいました。

そこで感じた事が、広報誌「ほうじん北沢」発刊にあたって、皆さん侃々諤々の議論を展開しておられると言う事です。その熱意有る編集会議は、やや圧倒される程でもあります。

「ほうじん北沢」を創るにあたり、皆さんとても熱心に取り組んでおられます。その熱意により、今後一層会員の皆様から「ほうじん北沢」に注目していただけるようになる事でしょう。

自分もその一助にでもなればと思っております。 （梅丘支部 細井 眞一）

税金クイズの答え

第1問 答え ② 納税地の異動

納税地が異動した場合、法人税法の規定により、事業年度の変更と同様、法人には税務署に届け出る義務があります。従来は異動前の税務署と異動後の税務署、双方に出さなければならないことになっていましたが、平成29年の改正により、異動後の税務署への提出が不要となりました。

第2問 答え ② 7年

帳簿には総勘定元帳のように事業年度の末日と締切日が一致しているものもありますが、得意先元帳など、必ずしもそのような使われ方がされない帳簿もあるでしょう。いずれにせよ、締切日の存在する事業年度においてカウントが始まります。7年間という期間は法人税の更生期間の制限に関係しています。不正計算がある場合の更生制限期間が7年ですので、保存期間を7年間にしておけば十分だということです。

ほうじん北沢 335号

平成29年9月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1

公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122

 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

各種ローンをご用意しております。
お気軽にご相談ください。

カードローン



ショッピングや旅行、
冠婚葬祭等に安心の一枚。
快適な暮らしと急な出費を
サポートします。

- ご融資金額／ 500 万円以内（パート、アルバイト、主婦、年金受給者の方は 50 万円以内）
- お使いみち／健康で文化的な生活を営むために必要な資金（ただし、事業性資金は除きます。）

個人ローン

お使いみち自由

目的に応じた各種ローンも
ご用意しております

- 実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。
- 毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口にて試算いたしますので、お気軽にお問合せください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- （一社）しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
- 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。
- 一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

詳しくは昭和信用金庫各店窓口係
または右記フリーダイヤルまで
お問い合わせください

☎ 0120-87-2315

(平日9:00~17:00)



昭和信用金庫



TOKYO

従業員を大切にする経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>